

令和8年度
敦賀市地域じまんづくり事業
交付金申請要領

敦賀市 総務部 総務課

1. 地域じまんづくり事業交付金とは

敦賀市では、地域を元気にするための、地域住民の手による、地域独自のまちづくり事業に対する交付金を設けています。

交付金は、地域貢献性や公益性が高い事業を対象とし、その事業の実現を財政面でサポートすることで、地域の実情に応じた、地域住民の皆さんの個性豊かなまちづくりを推進するとともに、それぞれの地域における「じまんづくり」を応援します。

2. 応募できる団体

応募できる団体は、自治振興会又は地縁団体です。ただし、一度交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年度を経過していない団体は、応募することができません。
(各地域の申請状況については総務課までお問い合わせください)

なお、以前交付を受けた事業と同一事業については再度申請できません。

自治振興会

地区および区の住民により地域自治を推進するために組織された団体を指します。

事前協議に際して自治振興会設立のための準備委員会を立ち上げる必要がありますので、設立届（様式第1号）を提出して下さい。

また、自治振興会設立のための準備委員会が、地域じまんづくり事業を実施する場合は、自治振興会を設立する必要がありますので、自治振興会設立届出書（様式第2号）を提出してください。

会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日として下さい。

地縁団体

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体を指します。

地縁団体は、自治振興会設立のための準備委員会の立ち上げおよびその設立届の提出を省略できます。

3. 提案できる事業

地区の創意と工夫によるまちづくり事業

具体例

- ・観光名所づくり ・蛍の里づくり ・イルミネーションスポットづくり
- ・環境美化を目的とした花の植栽 ・地域特性を生かした子育て支援活動 等

地区におけるふれあい拠点整備事業

具体例

- ・地域憩い、交流の場づくり（広場の整備、階段への手すり等の設置等）
- ・ふるさとの歴史、文化学習交流会の開催 等

地区の特産品開発事業

具体例

- ・地区の伝統野菜の栽培継承、宣伝 ・地区伝統料理の特産品化
- ・地域特性を活かした特産品の開発
- ・郷土の歴史編集、発行による地域コミュニティの活性化 等

その他住民自治の発展に寄与する事業

具体例

- ・クリーンウォークラリー（地域貢献活動と地域の歴史散策を兼ねたゴミ拾い活動）
等

※提案内容が複数の事業に該当する場合については、事業の主目的となる区分にて、申請をして下さい。

注 意

提案できる事業に該当する場合でも、次の①～⑦のいずれかに当てはまる事業は対象外です。

- ① 国、地方公共団体、公益法人等又は本市の他の交付金等を受けることができる事業
- ② 事業の効果が特定の個人等のみに帰属する事業
- ③ 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- ④ 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- ⑤ 主たる目的の大部分が親睦および交流である事業
- ⑥ 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- ⑦ 上記の事業のほか、交付することが適当でないと認められる事業

4. 交付金対象経費

下表に掲載されているものの内、提案事業にかかる直接的な経費のみ交付金の対象とします。

区分	対象となるもの（例）	対象とならないもの（例）
報償費	・ 講演会やイベント等の講師への謝礼	・ 団体構成員への賃金
消耗品費	・ 文房具、コピー用紙、インク、ファイル	・ 個人所有と区別がつかないもの ・ 寄付を目的としたもの ・ お土産代 ・ 賞品代
食糧費	・ 講師に対するお茶 ・ 防災等の備蓄食料	・ 打ち合わせ、親睦会等における飲食代 ・ 酒類
印刷製本費	・ ポスター、チラシ作成費 ・ 観光案内、歴史編纂資料等の印刷製本費	・ 既存の自治会報等の印刷製本費 ・ 販売目的の冊子等の印刷製本費
通信・輸送費	・ ハガキ、封筒、切手代 ・ 宅配便料等 ・ 手数料	・ 電話代 ・ インターネット使用料
原材料費	・ 地域名所補修のための材料費 ・ 地域憩いの場補修のための材料費	・ 事務所の補修のための材料費
委託料	・ 会場設営委託料	・ 事務所の管理委託経費
修繕費	・ 地区名所整備のための修繕費 ・ 地域憩いの場整備のための修繕費	・ 事務所の修繕費 ・ 原因者負担で行うべき修繕の費用
使用料	・ イベント等開催会場使用料 ・ 機材の借上料	・ 経常的な団体活動に係る施設使用料（借地料、借家料）
その他	・ 上記の区分に当てはまらない経費で、市長が特に認めたもの （必ず <u>事前</u> にご相談下さい）	・ 香典代、生花代等慶弔費 ・ 他団体への補助、寄付金 ・ 予備費

購入物品、購入先、支払額等が領収証等で確認できない経費については、交付金の対象外となりますので、領収証等は必ず保管して下さい。

交付金を使って印刷するポスター、チラシおよびプログラム等には、「敦賀市地域じまんづくり事業」と明記して下さい。

イベントを周知する登り旗等を作成する場合は、申請事業名を明記するなど、第3者から見て事業内容が伝わるものとして下さい。

5. 交付金対象外経費

次に該当する経費は全て交付金対象外経費となります。

- ・ 提案事業外の事業にかかる経費
- ・ 提案事業外の団体、地域等にかかる経常的な経費
- ・ 団体構成員に対する賃金、報償費、人件費等
- ・ お弁当、お菓子、飲み物など団体構成員の打ち合わせ等でかかる飲食費
- ・ 消費税および地方消費税（消費税および地方消費税の納税事業者の場合）
- ・ 領収書等による支払いの確認ができない経費（交付対象となる区分の経費であっても、領収証等により確認ができない場合は、交付対象外となりますので、領収証等は必ず保管しておいて下さい）
- ・ イベント参加者へ配布する参加賞、景品などの費用
- ・ お土産代、慶弔費、他団体への補助や寄付金、予備費、視察のための交通費、宿泊費
- ・ 補助対象期間外に発生した費用（市長が補助対象として認めた期間の前後に発生した費用については、補助対象となる区分の経費であっても補助対象外となります）
- ・ その他、補助事業直接関係のない経費や、社会通念上補助すべきでないと認められる経費など、市長が適当でないと認める費用

6. 交付金額等

交付金の上限額は次の表で算定される均等割と世帯割の合計額とし、予算の範囲内で交付します。なお、交付金対象となる事業の期間は3年以内とし、交付金は事業計画に基づき年度毎に交付します。

	交付額	備考
均等割	20万円	1区あたり
世帯割	500円 × 世帯数	ただし、世帯数が100世帯に満たない場合は5万円とする。

※ 算定の基礎となる世帯数および高齢化率は事業初年度の4月1日を基準日とします。

※ 高齢化集落（限界集落）の団体については、算定額に5万円を加算します。

1. 事業全体のスケジュール(予定)

実施事項	概要
総務課への事前協議及び自治振興会設立準備委員会の設立	提案内容や収支予算などの事前協議を行います。 協議の結果、内容等について一部見直しをしていただく場合や、応募要件を満たさない提案については申請をお断りする場合があります。 また、地縁団体ではない団体は、自治振興会設立準備委員会を立ち上げ、設立届を提出して下さい。
自治振興会設立	自治振興会設立準備委員会において事前協議が完了した後、地域じまんづくり事業を実施する際は、自治振興会を設立し、自治振興会設立届出書を提出して下さい。
交付金申請・決定	提案いただいた事業計画や収支予算等を審査し、交付対象として決定された団体は、翌年度4月以降に交付金の交付申請書を提出していただきます。市から交付決定通知書を受領後、事業に着手してください。(なお、複数年にまたがる事業においては、会計年度毎に交付金の申請を行って下さい。)
事業の実施	事業は必ず交付決定後に実施して下さい。交付決定前に発生した費用は交付金の対象外経費となります。
実績報告	会計年度毎に交付決定を受けた事業の実績報告書を提出して下さい。また、各経費にかかわる領収証等の写しも全て提出して下さい。事業が複数年にわたる場合には、最終年度に事業全体の実績報告も併せて提出して下さい。

8. 審査基準

提出いただいた資料を元に、次の基準で審査を行います。

【審査基準】

- ① 社会的公益性（事業効果が広く社会にもたらされるか、非営利目的の事業か 等）
- ② 地域的必要性（地域のニーズにマッチしているか、広く住民が参加できる事業か 等）
- ③ 地域貢献性（地域課題の解決につながるか、地域の活性化につながるか 等）
- ④ 実現性（計画内容、実施体制、収支計画が妥当か 等）
- ⑤ 継続・発展性（事業完了後も継続・発展が見込めるか 等）
- ⑥ 独自性（個性豊かな事業か、独自の発想はあるか 等）

9. 応募方法

本事業の実施を検討されている団体は、8月31日（月）までに下記担当までご相談ください。

※なお、事前相談後、9月中旬を目途に事業計画等をご提出いただくこととなりますので、余裕をもってご相談ください。

＜問合せ先＞

敦賀市 総務部 総務課

担当：杉村・油野

〒914-8501

敦賀市中央町2丁目1番1号

電話：0770-22-8101 FAX：0770-22-6220

MAIL：ts266691@ton21.ne.jp